

# 建設委員会会議録

平成19年4月23日(月)

(開 会) 13:00

(閉 会) 15:45

## ○ 委員長

ただ今から建設委員会を開会いたします。「所管事務の調査について」を議題といたします。質疑は執行部の説明の後、部ごとに区切って行いますのでよろしくお願いたします。それでは執行部の各課から所管事務について説明をお願いいたします。

## ○ 土木管理課長

土木管理課の所管事務について説明いたします。所管事務の資料1頁をお願いいたします。課の組織といたしまして、総務係8名、国土調査係4名、維持係16名、交通安全施設係3名、それに私と課長補佐を加えまして計33名の職員構成となっております。次に各係が所管しております事務事業の概要を説明いたします。総務係につきましては、道路、河川等の管理に関すること、鉱害復旧に関すること、また、課の庶務に関すること等で、主に事務的な業務を担当しております。次に、国土調査係につきましては、颯田地区におきまして一筆調査、地籍図及び地籍簿の作成業務等、国土調査事業に関する事務全般を担当しております。維持係につきましては、道路、河川等の維持管理に関すること、排水機場、水門等の操作及び維持管理に関すること、また、維持工事、災害鉱害復旧事業の執行及び開発行為の指導等で、主に技術的な事務を担当しております。次に交通安全施設係につきましては、交通安全施設の維持管理及び施工に関すること、また、市営駐車場及び自転車駐車場に関することです。以上が、本庁の所管事務の概要であります。各支所につきましては、管理係、建設係の2係で構成し、本庁と同様の業務を行っております。資料といたしましては、2頁に道路と河川の概要、3頁に各排水機場、4頁に市営駐車場と市営自転車駐車場の概要を記載しております。なお、内容につきましては説明を省略させていただきます。以上、簡単ではありますが所管事務の説明を終わらせていただきます。

## ○ 土木建設課長

土木建設課の所管事務について、説明させていただきます。所管事務資料の5頁をお願いいたします。土木建設課の組織といたしまして、総務係2名、建設係6名、開発就労係3名、工業団地造成係3名となっており、私も含め、計15名の職員構成となっております。次に、各係が所管します事務分掌の概要を説明させていただきます。総務係につきましては、課の庶務に関すること、予算、決算、経理に関することとございます。建設係につきましては、道路、河川、下水道の新設改良工事に関すること及び公共施設の土木工事に関することとございます。開発就労係につきましては、旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業に関することとございます。工業団地造成係につきましては、工業団地の造成に関することとございます。また、各支所の経済建設課 建設係につきましては、本庁と同様の業務を行っております。以上が、所管事務の概要であります。特定地域開発就労事業 と 旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業の現状につきましては、6頁に記載しておりますが、内容の説明については省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、土木建設課の所管事務の説明を終らせて頂きます。

## ○ 国県道対策室主幹

国県道対策室の所管事務について、ご説明いたします。資料の7頁をお願いします。国県道対策室の組織といたしましては、室長以下4名の職員と再任用職員1名、非常勤嘱託職員4名の計9名となっております。総務担当につきましては、期成会に関すること、土地開発公社との連絡調整に関すること、予算、決算、その他庶務全般に関することとございます。事業担当につきましては、国道、県道の整備に関する用地買収及び物件移転補償に関することとござい

ます。以上、簡単ですが、国県道対策室の所管事務の説明を終わります。

#### ○ 住宅課長

次に、都市整備部のほうの所管事務についての概要説明をいたします。都市整備部所管事項の概要という資料がお手元にあるかと思えます。お開きいただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。まず1頁です。住宅課所管事務の概要についてご説明いたします。まず組織でございますが、本庁には住宅課長のほか管理係長兼務の課長補佐が1名、管理係12名、内2名が嘱託職員となっております。事業係といたしましては事業係長を含む5名で内1名が嘱託職員となっております。各支所の担当は経済建設課の管理係が公営住宅の事務を所管しております。次に所管事務事業の概要についてご説明いたします。管理係につきましては、まず

(1)といたしまして市営住宅の入退去及び使用料に関する事務を主に行っております。

(2)といたしまして法的措置等に関する事として、滞納整理につきましても法的措置を行っております。それから、(3)といたしまして市営住宅の維持管理に関する事ですが、平成19年4月1日現在での市営住宅の管理戸数は4,476戸となっております。2頁に旧市町ごとの団地名と管理戸数を掲載いたしております。内容については省略させていただきます。次に事業係でございますが、主として住宅計画に関する事。これは住宅施策の基本方針となる公営住宅ストック総合活用計画をつくっております。(2)といたしまして市営住宅の建て替え等に関する事。その中で①にあげております公営住宅の建て替え事業では、現在旧飯塚地区では松本住宅、川島住宅、穂波地区では弁分住宅、筑穂地区では長楽寺団地、庄内地区では大坪住宅の建て替えを進めております。また、穂波地区では小規模住宅地区等改良事業といたしまして忠隈泉町の改良住宅の事業を行っております。(3)といたしまして分譲宅地の建設及び処分に関する事として、庄内地区には青葉台団地、筑穂地区には四郎丸団地とうぐいす台団地の分譲宅地を所管しておりますが、この内四郎丸団地につきましては平成18年度中に完売いたしております。さらに、支所につきましては、経済建設課の管理係に住宅の入退去の受付、住宅使用料の収納関係、維持管理を担っていただいております。以上が住宅課所管事務の概要でございます。

#### ○ 都市計画課長

都市計画課の所管事務につきまして、説明させていただきます。所管事務調査資料の3頁をお願いいたします。都市計画課の組織といたしましては、計画指導係7名、街路係2名、公園緑地係4名、都市下水路係4名となっており、私も含めまして、計18名の職員構成となっております。次に、各係が所管いたします事務分掌の概要を説明させていただきます。まず、計画指導係につきましては、都市計画法に基づく開発行為及び開発指導要綱に関する事、都市景観推進事業に関する事、都市計画基本方針の策定に関する事、屋外広告物に関する事、国土利用計画法に関する指導及び受付・進達に関する事、用途地域に関する事、飯塚霊園事業に関する事、花いっぱい推進事業に関する事でございます。次に街路係につきましては、資料の4頁をお願いします。街路事業の業務としまして、都市計画街路事業計画・事業認可に関する業務並びに都市計画街路事業の推進・実施に関する事、都市計画法第53条に関する指導及び事務処理に関する事でございます。公園緑地係におきましては、都市計画公園の計画決定や変更、事業計画及び事業認可に関する業務並びに公園事業の推進・実施を行っております。公園の維持管理につきましては、資料の5頁・公園調書をお願いします。市本庁におきまして184箇所、穂波支所43箇所、庄内支所28箇所、顕田支所20箇所、筑穂支所10箇所、計295箇所の公園を本庁・各支所それぞれで維持管理をいたしております。次の都市下水路係につきましては、資料の4頁をお願いします。都市下水路係におきましては、都市下水路及び雨水流域下水道事業の事業計画並びに事業認可に関する業務と、その事業の推進・実施を致しております。以上、都市計画課の所管事務の説明を終わります。

#### ○ 建築課長

建築課の所管事務の概要につきまして、説明いたします。資料の13頁をお願いいたします。はじめに、組織でございますが、建築係4名、設備係5名、それぞれに嘱託職員が1名ずつおり、私を含めて10名となっております。各支所の担当課としましては、経済建設課管理係でございます。所管事務事業の内容でございますが、建築係は①市有建築物の設計、施工監理・監督に関する事、②建築基準法に基づく市有物件の調査及び報告に関する事、③建築確認業務の現況調査報告書に関する事、④その他建築に関する事となっております。次に設備係でございますが、①市有建築物の設計、施工監理・監督に関する事、②課の庶務に関する事、などの事務を行っております。支所関係でございますが、各支所経済建設課管理係が担当課となっており、建築確認業務の現況調査報告書に関する事、現況の道路幅員の調査及び報告などを行っております。以上簡単ですが、説明を終わります。

○ 上下水道部総務課長

上下水道部につきましては、組織といたしましては、水道事業管理者、職員63名、嘱託職員5名、計69名でございます。総務課の所管事務の概要をご説明いたします。所管事務調査資料その3、1頁をお願いいたします。組織といたしましては、課長1名、課長補佐1名、総務係3名、経理係5名、計10名でございます。総務係につきましては、局全体に係る事業の基本計画、事業計画、実施計画とその連絡調整、工事、委託の請負契約及び固定資産の取得、管理、処分等が主な所管事務であります。次に、経理係につきましては、上下水道企業会計の予算・決算、財政計画、企業債及び一時借入金に関する事務、固定資産の評価及び減価償却等が主な所管事務であります。2頁から3頁の資料により、現在の業務の状況をご説明いたします。上水道事業につきましては、平成18年度末現在、給水戸数5万4572戸、給水人口12万8987人、普及率94.99パーセントであります。簡易水道事業につきましては、平成19年4月1日から供用開始になっております。下水道事業につきましては、昭和43年に建設に着手して以来、全体計画面積2,680haのうち1,664haの認可を受け、平成18年度末現在における普及率は37.9パーセントとなっております。次に、産炭地域小水系用水道事業につきましては、後牟田工業団地2社、潤野工業団地1社、津島工業団地1社の4社とその他雑用水として健康の森公園に給水しており、契約水量は1日あたり512立方mとなっております。以上、簡単であります。説明を終わります。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:15

再開 13:15

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 上下水道局業務課長

業務課の所管事務の概要をご説明いたします。4頁をお開きください。組織といたしましては、課長1名、課長補佐1名、料金係4名、業務係は嘱託職員2名を含み9名、計15名でございます。飯塚、筑穂、庄内、颯田の各分室は市長部局による併任でございます。料金係につきましては、水道料金、下水道使用料、手数料の調定、収納事務、滞納処分・欠損処分事務、公共下水道受益者負担金の賦課・収納事務が主な所管事務であります。次に、業務係につきましては、使用水量の認定、給水・排水に係る中止・開始、滞納整理、停水処理などが、主な所管事務であります。各分室につきましては、水道料金等の納付書発行、中止・開始等の受付事務が主な業務であります。以上、簡単であります。説明を終わります。

○ 上下水道局管理課長

管理課の所管事務の概要をご説明いたします。6頁をお願いいたします。組織といたしましては、課長1名、課長補佐1名、給水係10名、水質係は嘱託職員1名を含み3名、浄水係

4名で計19名でございます。次に、所管事務の概要でございますが、給水係につきましては、配水管及びそれに附属する施設の維持管理、給水管の改良計画・工事の施工が主な業務であります。水質係につきましては、水道水の水質管理、流域水源の水質監視、終末処理場の水質検査が主な業務であります。浄水係につきましては、浄水場・配水池等の浄水施設の維持管理、取水量の確保、久保白ダム共同施設の管理が主な業務であります。本市の水道施設は、資料の7頁に記載しておりますように、主な水源といたしましては鯉田水源ほか14水源となっております。水源の種類といたしましては、表流水・伏流水・ダム・地下水などであり、施設能力は、1日当りの取水量は7万1,830立方m、配水量は6万8,853立方mとなっております。以上、簡単であります、説明を終わります。

○ 上下水道部建設課長

建設課の所管事務の概要をご説明いたします。8頁をお開きください。組織といたしましては、課長1名、課長補佐1名、施設係5名、拡張係は嘱託職員1名を含み2名で計9名でございます。次に、所管事務の概要でございますが、施設係につきましては、水道の新設、増補、改良、工事の施工、工事に関する占用及び一時使用、受託工事等が主な業務であります。拡張係につきましては、給水計画、合併に伴う水道施設の統廃合、水源開発、変更認可申請、簡易水道等が主な業務であります。現在、有収率向上のため老朽管の布設替えや鉛管対策として給水管の布設替えなどを年次計画により、順次、実施しております。また、合併後の水道施設の統廃合を実施するにあたり、水道事業基本計画の策定に取り組んでおります。以上、簡単であります、説明を終わります。

○ 上下水道部下水道課長

下水道課の所管事務の概要をご説明いたします。9頁をお開きください。組織といたしましては、課長1名、課長補佐1名、管理係は嘱託職員1名を含み4名、建設係6名、終末処理場2名で計14名でございます。次に、所管事務の概要でございますが、管理係につきましては、公共下水道施設の維持管理、家庭排水設備の申請受付・設計審査及び完了検査、工事に関する占用及び一時使用、開発行為・制限行為等が主な業務でございます。建設係につきましては、公共下水道の計画及び事業認可、公共下水道施設の設計及び工事の施工、終末処理場及びポンプ場の建設・管渠埋設等が主な業務でございます。終末処理場につきましては、終末処理場及びポンプ場の維持管理、流入・放流水質の管理、汚泥処理等が主な業務でございます。公共下水道の建設計画につきましては、資料の10頁によりご説明いたします。昭和43年7月に事業認可を受け、昭和49年4月より汚水処理を開始し、全体計画面積2,680haで認可区域面積1,664haの事業を実施しております。現在の整備状況は、平成18年度末で整備面積1,243.7ha・処理人口5万3,047人・水洗化人口4万2,681人であり、普及率39.39%・整備率74.74%・水洗化率80.46%であります。また、終末処理場の概要につきましては、資料のとおりでございます。以上、簡単であります、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、まず建設部について質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 西委員

建設管理のほうになります、支所ですね、これ支所は人員削減されてですね、今朝も行ってみましたが、あれで仕事ができるとですかね。仕事はあんまり減ららんようなことですね、人員だけは減らしてしもうてですよ。本庁のほうから来て、本庁のほうからは課長が来て建設課長が来てあるですよ。ああいう人数を減らしてしもうてですな、支所は捨てられるとやないですか。そこ辺をちょっと説明してください。

○ 土木管理課長

ただいまのご質問でございますが、本庁土木建設課、及び土木管理課等とですね、支所4所

の経済建設課の課長さんと会議を持ちまして、そのなかで、今の予算組み等がございます。その予算組み等に対しまして、人数の関係上、作業ができない状況が出てくるというようなことがあります。そういった予算上と人数の関係上、本庁とどうにかならないかというような提案がありました。その中で、いろいろ協議しまして、本庁で手がつけられるものにつきましてはですね、本庁のほうにまわしていただいて、本庁のほうでやる、と。どうしてもやはり地元の問題とかいろんな地元に関係する苦情処理等がございます。そういったものにつきましては支所のほうで対応していこうというようなことで、今年そういったことでなんとか乗り切っていきたいと思いますというような申し合わせの中で協議を進めまして、今年度やっていこうというようなこと今のところ考えておるようなところでございます。

○ 西議員

いま説明は受けましたが、それはおたくたちの関係でそうでしょう。そやけど、支所はですね、合併するときはこの話じゃなかったでしょう。行っても人数がおらん、人間がおらんですよ。人数がおらんとですよ。てんてこ舞いですよ。おそらく穂波だけやないと思いますよ。4町はですね、合併するときの話と話が違わないですか。不便を与えないということが支所を残すということでしょう。それに、行ってみたら人数が、人間がおらんと。対応が。穂波支所では80何名かおったのが50名弱にしとるですよ、半分。仕事が半分でできるかということですよ。半分の人間で建設だけやない、全部で半分です、半分本庁が取ってしもうたと。半分だけしてもらえばいいということなら別でしょう。そやけど、今までどおりに課は課としてそのまま存続しておるでしょうが。何とかですね、これはガランガランがら空きですな、そこ辺をですね、これちょっと指摘しておきます。

○ 芳野委員

地域の苦情は支所から対応するというような話ですけども、昨年までは支所に予算がなかったと思うんですが、今年度は支所に予算をまわしてあるとですか。

○ 土木管理課長

道路河川等の苦情処理、維持補修等の予算でございますが、支所にもその分、昨年要望いたしまして、今年度つけていただいている状況でございます。

○ 芳野委員

予算の振り分けといいますか、4つの支所があるわけですけども、どういう具合に、明確な数字は要りませんが、根拠はどういう具合に分けられましたか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○ 建設部長

いま予算の振り分けでございますが、一応支所のほうから要求のあった分を精査しましてですね、それなりの要求はやっておるつもりでございますが、いまここに資料をお持ちしておりませんので、詳細については回答できないような状況でございます。

○ 芳野委員

人口割とか件数割とかそういうことでやっておるとかそういうことならまだいいんですけども、要望のあった分についてやっておるといふことになると、緊急な場合に間に合わないことも、小さいことですけどね、あろうかと思うんですよ。あまり本庁に迷惑をかけないで済むようにですね、最初からいかにばかりかの予算を公平に見てやれるような範囲でやっていただけないかなと要望いたしまして終わります。

○ 委員長

次に都市整備部について質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 後藤委員

確認ですけど、先ほど旧筑穂町のやつの都市計画公園がないのは都市計画区域外という判断でよろしいわけでしょうか。

○ 都市計画課長

委員の言われるとおり、都市計画区域外ということでございます。

○ 後藤委員

これ都市計画だけじゃないんですけど、全体的なことですけど、工事概要書とかそういうのに白地図つけられてるので、各支所と旧飯塚市ので年代的にわかればお答えいただきたいんですけど、何年のやつを使っているのかですね、これをお聞きしたいんですけど。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:31

再 開 13:32

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 都市計画課長

白地図につきましては後ほどお渡ししたいと思います。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

○ 委員長

次に、上下水道部について質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

○ 委員長

おはかりいたします。所管事務の調査についての机上調査はこの程度にとどめ、報告事項を受けた後、現地調査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり執行部から9件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。「工事請負契約について」報告を求めます。

○ 契約課長

工事請負契約の締結状況についてお手元に配布しております資料により報告いたします。

1頁をお願いいたします。今回報告いたします工事は、明星寺川流域下水道事業に伴う潤野・枝国雨水幹線新設工事の2件で、指名業者の選考につきましては、建設工事指名競争入札参加者指名基準によりその有資格者の中から当該工事に対する適応性等を考慮し、業者選考委員会において選考を行っております。入札執行条件につきましては、まず1頁の潤野・枝国雨水幹線第5工区新設工事は、手持工事のない、土木Aランク業者を全社指名し、1月23日に入札を行いました。その結果でございますが、予定価格9,922万7,100円に対し、落札額9,870万円、落札率99.46%で、株式会社修成工業が落札しております。2頁をお願いいたします。同じく潤野・枝国雨水幹線第7工区新設工事につきましては、手持工事のない土木Bランク業者を全社指名し、3月13日に入札を行いました。その結果でございますが、予定価格6,603万1,350円に対し、落札額6,573万円、落札率99.54%で、有限会社平成産業が落札しております。以上簡単でございますが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

○ 委員長

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承ください。次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○ 土木建設課長

平成18年度の下期工事の契約変更のご報告を申し上げます。報告事項資料の3頁をお願いいたします。平成18年度下期工事につきましては、4箇所工事請負変更契約の御報告でございます。特定地域開発就労事業の明星寺南谷地区排水路整備工事(2工区)請負業者は、竹中機設(株)で、工期は、平成18年10月5日から平成19年2月28日で、原契約7,087万5千円を76万7,550円減額致しまして7,010万7,450円に変更しております。次に、車屋橋～切畑線道路改良工事(1工区)でございます。工事の場所は、筑穂の車屋橋から切畑へ通じる道路の改良工事で、請負業者は、(株)松尾組で、工期は、平成18年10月5日から平成19年2月19日で原契約5,166万円を14万3,850円減額いたしまして5,151万6,150円といたしております。変更理由と致しましては、二工区とも就労人員の調整に伴うものであります。続きまして穂波の樁多目的広場造成工事(2工区)でございます。工事の場所は安恒、旧老人憩いの家でございます。請負業者は、大栄建設(有)で工期は平成18年9月1日から平成19年2月19日、原契約は、1億248万円を1,134万9,450円増額変更致しまして、1億1,382万9,450円と致しております。これは大幅な就労人員調整がありまして吸収人員で429人の増員変更を行ったものであります。最後に穎田の小峠～東光線道路改良工事でございます。工事の場所は、福智町に隣接する鹿毛馬地内です。請負業者は、友栄土木(株)で工期は、平成18年10月7日から平成19年3月30日で原契約は、5,696万2,500円を325万5千円増額変更致しまして6,021万7,500円と致しております。変更理由と致しまして擁壁工を押さえ盛土工法としており土の摩擦係数の高い良質土として現場内の流用土としていましたが、着工後の調査により不適な土であったため良質土と入れ替えた為の変更です。又工期を平成19年4月20日まで延長致しております。これは、本路線横のため池の落水が遅れた為でございます。以上4件の工事請負変更契約のご報告を致します。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

○ 委員長

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承がいきます。次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○ 建築課長

建築課より工事請負変更契約について、お手元の資料に基づきまして報告いたします。報告事項資料の4頁をお願いいたします。資料は左から、事業名、工事名、請負業者名、変更契約金額、変更増減額、原契約金額、落札率を記しております。旧伊藤伝右衛門邸修復工事でございますが、原契約金額7,717万5千円を303万1,350円増額いたしまして、変更契約金額8,020万6,350円で工事請負変更契約を締結したものであります。変更の主なものは当初改修設計を行っていた以上に、屋根裏等の材料の損傷が著しく、広範囲に改修を行う必要性が発生した為、増額変更契約をしたものです。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

○ 委員長

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承ねがいます。次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○ 都市計画課長

報告事項資料の5頁をお願いいたします。都市計画課の工事請負変更契約報告としまして、3件について資料に基づき報告いたします。資料は左から、事業名、工事名、請負業者名、変更契約金額、変更増減額、原契約金額、落札率を記しております。1件目は流域下水道受託事業の潤野・枝国雨水幹線（第4工区）新設工事でございますが、原契約金額1億410万7,500円を139万2,300円増額いたしまして、変更契約金額1億549万9,800円で工事請負変更契約を締結したものであります。変更の主なものといたしまして、土留工において地中支障物による鋼矢板圧入が困難な区間の鋼矢板を柱列壁に変更したことによる増額、通学路のため地元要望及び警察署の指導によりまして昼間の歩行者誘導員を1名増員としたことにより増額となったもので、これらの変更事項によりまして最終的に139万2,300円の増額変更となったものでございます。2件目は同じく流域下水道受託事業の潤野・枝国雨水幹線（第6工区）新設工事でございますが、原契約金額1億2,022万5千円を290万4,300円増額いたしまして、変更契約金額1億2,312万9,300円で工事請負変更契約を締結したものであります。変更の主なものは、土留工の柱列壁におきまして現地取合せにより本数を減工、地盤改良につきましては現地支持地盤が設計よりも深く、改良長を3.2mから4.6mに増工しました。また、通学路のため地元要望及び警察署の指導によりまして昼間の歩行者誘導員を1名増員としたことにより増額となったものでございます。これらの変更事項により最終的に290万4,300円の増額変更となったものでございます。3件目につきましては街路事業の新飯塚駅前広場整備工事（1工区）でございますが、原契約金額7,171万5千円を114万5,550円増額いたしまして、変更契約金額7,286万550円で工事請負変更契約を締結したものであります。変更の主なものは、警察の指導によりまして作業ごとに通行帯が変更となり、新飯塚駅乗降客の歩行者、車両交通の安全確保のために仮舗装工及び階段工の滑り止めシーンを施工したことにより増額、植樹台の一変更に伴い植栽工の増額、歩道舗装工の減額となったものでございます。これらの変更事項によりまして最終的に114万5,550円の増額変更となったものでございます。以上簡単でございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

○ 委員長

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承ねがいます。次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○ 上下水道部総務課長

上下水道局から、工事請負契約の締結状況について、お手元に配布しております資料によりご報告いたします。資料6頁をお願いいたします。今回報告をいたします工事は、「目尾鯉田汚水幹線管渠布設（6工区）工事」でございます。入札執行状況につきましては、それぞれ業者選考委員会において、建設工事指名競争入札参加者指名基準により、その有資格者の中から、当該工事に対する適応性等を考慮し、手持ち工事のない業者を選考のうえ指名いたしまして、入札を行いました。「目尾鯉田汚水幹線管渠布設（6工区）工事」につきましては、土木Aラン

ク工事でございます。3月30日に入札を行い、その結果は、予定価格9,667万7,700円に対し、落札額9,534万円、落札率98.61%で、「株式会社 古賀興産」が落札しております。予定価格および最低制限価格を事前に公表し、執行しております。以上、簡単ですが、工事請負契約の報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

○ 委員長

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承ねがいます。次に、「公用車による交通事故について」報告を求めます。

○ 上下水道部業務課長

公用車による交通事故について報告します。本件事故は、平成18年11月10日午後4時40分ごろ、上下水道局業務課職員が公務中、飯塚市庁舎前の麻生ガソリンスタンドから給油後、穂波庁舎へ帰庁すべく国道に出ようとした際、歩道を福岡方面から自転車で走ってきた被害者が、公用車を避けようとして国道側に転倒した際に、微かに接触したものであります。事故の原因は、当該公用車運転者が十分な安全確認を怠ったために発生したものであります。この事故による車両損害は双方共にありません。人身損害については、治療費7万2,180円、慰謝料1万6,800円、通院交通費2,520円でありまして、去る1月10日に示談が成立し、解決いたしております。なお、損害額の市側の負担額は全額、全国市有物件災害共済会から補填されております。公用車の安全運転につきましては、日頃から所属長をはじめ職員がお互いに注意を喚起しているところでございますが、残念ながら以上のような事故が発生いたしております。今後はさらに所属長として職員の安全運転の指導に努めて参る考えでございますのでよろしくお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

○ 委員長

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承ねがいます。次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○ 上下水道部建設課長

工事請負変更契約2件の報告をいたします。お手元の報告事項資料7頁をお願いいたします。始めに、「見田・久保白地区配水管布設工事」につきましては、各種使用材料の数量の変更および精算によりまして変更いたしております。原契約7,339万5千円を114万7,650円減額しまして、変更契約7,224万7,350円といたしました。次に、「高田第2工区配水管布設工事」につきましては、各種使用材料の数量の変更および精算によりまして変更いたしております。原契約5,531万4千円を124万7,400円増額しまして、変更契約5,656万1,400円といたしております。以上、簡単でございますが工事請負変更契約の報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

○ 委員長

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承ねがいます。次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○ 上下水道部下水道課長

下水道課より7件の工事請負変更契約を報告いたします。資料8頁をお願いいたします。工事請負変更契約報告書は上段左から番号、事業名、工事名、請負業者名、変更契約金額、変更増減額、原契約金額、落札率、変更契約工期、原契約工期の順に記載いたしております。まず1番の「東町ポンプ場導水管渠布設（6工区）工事」でございますが、原契約金額に13万3,350円増額しまして、変更契約金額を7,216万3,350円とし、原契約工期平成19年3月20日までを平成19年3月30日にするものです。その主な理由は、掘削においてアスファルト舗装の下に、コンクリート舗装があり取り壊し費及び処分費の増額。それに併せて工期を延長するものです。実施に当たり、側溝布設のための掘削においてアスファルト舗装の下にコンクリート舗装があり、取り壊し費及び処分費の増額、それに合わせて工期を延長するものです。次に2番目の「ロノ原川島線污水管渠布設工事」でございますが、原契約金額に4万6,200円減額しまして、変更契約金額を、6,379万3,800円とするものです。その主な理由は、事業の早期整備のため、19年度予定箇所を補助事業により前倒し発注いたしましたので、最終立坑の舗装工を減額するものです。次に3番目の「柏の森上三緒污水幹線管渠布設工事」でございますが、原契約金額に938万4,900円増額しまして、変更契約金額を8,277万9,900円とし、原契約工期平成19年3月20日までを平成19年5月31日にするものです。その主な理由は、実施に当たり推進工事途中で岩盤に当たり推進不能になりましたので、中間立坑を増工、及び岩盤対応型推進機械に変更したことにより増額。それに併せて工期を延長するものです。次に4番目の「芦原ポンプ場導水管渠布設（3工区）工事」でございますが、原契約金額に167万3,700円増額しまして、変更契約金額を6,556万6200円とし、原契約工期平成19年3月20日までを平成19年3月30日にするものです。その主な理由は、実施に当たり、掘削において民有地石積の根入りが浅く、被害想定がされる区間で木矢板を軽量矢板へ変更したことにより増額。それに併せて工期を延長するものです。次に5番目の「幸袋第三污水幹線管渠布設工事」でございますが、原契約金額に138万3,900円増額しまして、変更契約金額を5,220万3,900円とし、原契約工期平成19年3月20日までを平成19年3月30日にするものです。その主な理由は、実施に当たり掘削において立坑設置箇所に地下埋設物（雨水管）が支障となりましたので、切り回し工5箇所増工することにより増額。それに併せて工期を延長するものです。次に6番目の「目尾污水中継ポンプ場新設（土木）工事」でございますが、原契約金額に270万7,950円増額しまして、変更契約金額を1億1,358万7,950円とし、原契約工期平成19年3月30日までを平成19年6月30日にするものです。その主な理由は、実施に当たり、立坑壁面からの湧水が当初予想より多く、コンクリート打設に支障をきたしましたので、止水工を増工することにより増額。それとともに止水工の工法選定に国・県との協議に時間を要したため工期を延長するものです。最後に「終末処理場水処理設備改築（機械）工事」でございますが、原契約金額に118万7,550円増額しまして、変更契約金額を5294万2,050円とするものです。その主な理由は、実施にあたり最初沈殿池第3、第4池槽の下流側において、一部躯体の劣化が特に著しかったため断面修復厚を厚くするものです。以上、簡単であります。説明を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

○ 委員長

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承がいます。次に、「行財政改革の推進について」報告を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

行財政改革の推進についてご報告いたします。昨年11月6日に策定いたしました行財政

改革大綱及び大綱に基づく実施計画につきましては、昨年12月定例会開会中の6常任委員会でご報告いたしました。改めて内容等につきましてご説明いたします。まず、最初に、行財政改革大綱についてご説明いたします。配布いたしております行財政改革大綱の1頁をお願いいたします。本市財政の危機的状況、行財政改革の必要性など、大綱策定の趣旨について記載いたしております。2頁から4頁にかけては本市の財政状況、4頁から6頁にかけては行財政改革の必要性について記載いたしております。7頁をお願いいたします。大綱に基づく実施計画の計画期間でございますが、平成18年度を起点といたしまして平成22年度までの5年間を計画期間といたしております。なお、必要な時点で随時見直しを行っていくことといたしております。次に、数値目標でございますが、財政再建団体への転落を回避し、かつ、平成22年度までに単年度収支が黒字となることを目標といたしております。下段の基本理念でございますが、8頁をお願いいたします。2つの基本理念を掲げております。行財政の簡素化・効率化を図り、安定した行財政基盤の確立。市民と行政が協働した自主・自立したまちづくりの推進。次に基本方針でございますが、5つの基本方針を掲げ、それぞれの基本方針に基づいて推進項目を掲げております。1点目、行政経営の視点に立った簡素で効率的な行財政運営の確立。推進項目といたしましては、財政の収支バランス改善に向けた行財政の簡素・効率化の推進、民間委託等による民間活力の活用、公共施設の統合整理及び有効活用等、地方公営企業の経営健全化、外郭団体等（地方公社、一部事務組合、第3セクターなど）の経営の健全化。2点目といたしまして、地域の個性及び特性を生かした一体性・均衡ある発展の確保。推進項目といたしましては、地域の物的、人的資源を有効活用し、地域の個性及び特性を生かした一体性・均衡ある発展の確保。3点目が市民の視点に立った行政サービスの推進。推進項目といたしましては、便利でわかりやすいサービスの提供。4点目でございますが、市民との協働（パートナーシップ）による行政運営の構築。推進項目といたしましては、人権が大切にされ、個性ある市民と協働のまちづくりの推進、公正で透明性の高い行政運営の推進。5点目でございますが、分権型社会に対応した自主・自立性が発揮できる組織体制の確立。推進項目といたしましては、時代の変化に即応した柔軟で効率的な組織・機構の構築、組織のフラット化と庁内分権の推進、定員管理及び給与の適正化、職員の意識改革と人材育成でございます。内容の説明につきましては省略させていただきます。次に行財政改革大綱に基づく実施計画でございますが、実施計画の行政素案を行財政改革推進委員会に提案し、ご意見・ご提言をいただいたものを取りまとめておりますので、別冊になっております意見・提言書をお願いいたします。1頁をお願いいたします。中段に記載されてありますが、今回の意見・提言につきましては、平成19年度当初予算に少しでも反映できるように短期間で取りまとめたものであり、市が今後策定する大綱等の進行管理については、適宜報告を受け、更に点検しながら1年又は1年半後には公募市民等を含めて再度組織し、抜本的に大綱等の見直しを行う必要があることが付記されております。2頁をお願いいたします。各委員からの意見が集約されておりますが、その主なものといたしまして、事務事業の取捨選択の必要性、市民との対等なパートナーシップの構築、課税客体の適正把握及び市税等滞納整理対策の実施等の意見・提言が述べられております。次に「実施計画」でございますが、別に配付いたしております実施計画をお願いいたします。2頁をお願いいたします。大綱の基本方針及び推進項目に基づいて具体的な推進項目を掲げております。4頁をお願いいたします。推進項目の集計表でございますが、一番下の合計欄に記載いたしておりますように、項目数は98件となっております。効果見込額でございますが、平成18年度・2億9,941万7千円、平成19年度・21億5,961万円、平成20年度・25億9,736万6千円、平成21年度・37億4,565万6千円、平成22年度・41億3,748万円、5年間計で129億3,952万9千円となっております。次に個別の推進項目については、全課にまたがるもの及び建設委員会の所管に関する主

なものについてご説明いたします。恐れ入りますが、別に配付いたしております実施計画の抜粋をお願いいたします。1頁をお願いいたします。表の上段でございますが、項目、内容、計画年度、中心となる担当部課を記載いたしております。なお、本年度に組織機構の再編を行った関係で所管事務の変更や課の名称変更などを行っておりますので、一番右側でございますが、「中心となる担当部課」が変わっているものがございますが、実施計画は修正いたしておりませんのでご了承願います。最初に、No. 13「公営住宅建替事業の見直し」でございますが、平成18年度中に住宅ストック総合活用計画を策定することから、建替事業の見直しを行うものでございます。No. 15「大規模投資的事業の見直し」でございますが、将来のまちづくりを見据えた中で、新市総合計画と整合性を保ちながら、一時凍結を含め、取捨選択して実施することといたしております。No. 18「普通建設事業の見直し」でございますが、厳しい財政状況を踏まえ、削減を行うことといたしております。No. 23「補助金等の見直し」でございますが、総体的な補助金交付基準を策定し、個々の補助金等の役割、効果等の評価を行い、整理統合・廃止などを検討することといたしております。2頁をお願いいたします。No. 32「市税等滞納整理対策の実施」でございますが、市税、使用料、貸付金等の徴収率の向上を図るため、集中的かつ計画的に滞納整理対策を講ずることといたしております。No. 38「市有財産への有料広告の掲載の推進」でございますが、封筒、ホームページ、納付書、検針票等市有財産への有料広告の掲載を推進することといたしております。No. 40「公の施設の使用料の見直し」でございますが、受益者負担の公平性と財源確保の観点から、使用料の見直しを行うことといたしております。No. 41「公共工事コストの縮減」でございますが、公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画を早期に制定し、縮減を図っていくことといたしております。3頁をお願いいたします。No. 46「指定管理者制度の活用」でございますが、市民サービスの向上及び管理経費の縮減を図るため、指定管理者制度の早期導入を図ることといたしております。No. 61「中長期経営計画の策定」でございますが、上下水道事業につきましては、現在検討中の新市における基本計画等を考慮しながら、中長期経営安定化計画を策定することといたしております。No. 62「外郭団体等との随時契約の見直し」及びNo. 63「外郭団体等の統廃合を含めた見直し」でございますが、公社、事業団、第3セクター等につきましては、総務省からの指針に基づいて、随時契約の見直しを行うとともに、統廃合の検討や補助金、委託金の抑制を図ることといたしております。4頁をお願いいたします。No. 64「高齢者、有識者、大学生等の人材活用」でございますが、地域の個性・特性を生かした一体性・均衡あるまちづくりを展開するために、高齢者や学生などがもつ知識・経験、発想を地域に活かすための取り組みを積極的に推進することといたしております。No. 78「広報活動の充実及び個人情報保護の推進」でございますが、市政情報の積極的な発信を目指すとともに、個人情報保護条例の適正な運用に努めることにいたしております。以上が行財政改革大綱及び大綱に基づく実施計画の概要でございますが、大綱等の進行管理につきましては、行財政改革推進本部及び行財政改革推進委員会で行ってまいりたいと考えております。次に、財政シミュレーションと行財政改革の効果額との関連についてご説明いたします。別冊になっております財政シミュレーションをお願いいたします。このシミュレーションは平成18年度12月補正予算をベースとして、昨年11月、一定の条件を基に、平成27年度までの10年間分を作成いたしましたものでございます。2頁目をお願いいたします。各費目の条件を記載いたしております。なお、このシミュレーションは、平成19年度予算編成前に作成しておりますので、現時点の状況と異なる箇所が若干生じております。（例：議員の在任特例平成19年度のみ約2億円、国の地方財政対策等）次の頁をお願いいたします。10年間分の財政シミュレーションでございますが、「歳出の状況」の下段に記載いたしております「歳入－歳出」（一般会計）Aの欄でございますが、行財政改革を実施しなかった場合の財源不足額を記載いたしております。その下のB欄でございますが、前年度末に

おける財政調整基金及び減債基金の残高を記載しております。C欄でございますが、前年度決算剰余積立金を記載いたしております。D欄でございますが、行革実施計画の全会計における効果見込額、G欄は18年度の行革効果見込額と特別会計、企業会計を除いた一般会計のみの行革効果見込額を記載いたしております。H欄は、行革実施後の単年度収支額を記載し、I欄は、行革後の年度末基金残を記載いたしております。A欄の歳入－歳出（一般会計）でございますが、平成18年度は22億8,300万円、平成19年度以降毎年40億円程度の財源不足が予想されるところでございます。昨年度の当初予算では約52億円の財源不足が生じ、財政調整基金や減債基金を取り崩した中で収支バランスをとっているというご説明を行ってまいりましたが、平成17年度の決算、18年度の交付税、予算執行状況等を精査し、昨年12月の補正予算の時点では、財源不足額が22億8,300万円となったところでございます。その主な理由でございますが、最終頁をお願いいたします。まず、歳入では市税、主に法人市民税でございますが、収入増で約1億7,600万円、交付税の増で約9億3,400万円、国保会計繰出金の清算で約1億8,000万円、繰越金の増で約9億5,600万円。歳出では行財政改革の平成18年度中の実施分で約2億9,900万円、執行残で約4億1,300万円等で約29億1,700万円の財源が確保することができましたので、財源不足予想額が約52億円から22億8,300万円となったものでございます。なお、下段に平成18年度と19年度の財源不足の比較を記載いたしておりますが、その増減の主なものとしたしまして、歳入で国保会計繰出金の清算分の減・1億8,000万円、繰越金の減・約6億5,800万円、財産収入の減・約2億9,700円。歳出で退職手当組合特別負担金の減・約2億5,500万円、地域振興基金積立金の一般財源分の減・2億円、介護特会繰出金の減・約2億7,100万円、投資的経費の増・5億円、公債費の増・約4億3,600万円等で約16億8,900万円の財源不足が増加する見込みであります。恐れ入りますが、前の頁をお願いいたします。平成19年度のA欄でございます。「歳入－歳出」に記載いたしておりますように、約38億8,600万円の財源不足が見込まれたところでございます。下から2段目のH欄の行革後の一般会計における単年度収支でございますが、平成19年度は20億3,600万円の財源不足となり、順次減少し、平成22年度に概ね単年度収支のバランスがとれるように予想いたしております。今回のシミュレーションには記載いたしておりませんが、平成28年度以降は、合併による交付税の特例措置がなくなり、毎年20数億円の減少となりますので、このことを念頭に置いて今後の財政運営にあたっていかなければならないと考えております。以上、簡単ではございますが、行財政改革の推進について報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

○ 委員長

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承がいきます。それでは、これから現地調査を行いますので、暫時休憩いたします。委員及び執行部の関係者の皆さんは、第1別館車庫前にマイクロバスをご用意しておりますので、ご乗車ください。

休 憩 14：13

再 開 15：44

○ 委員長

委員会を再開いたします。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

○ 委員長

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

○ 委員長

討論を終結いたします。おはかりいたします。「所管事務の調査について」は、調査終了といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。以上をもちまして、建設委員会を閉会いたします。大変、お疲れ様でした。